

忘れずに 登録・狂犬病予防注射

新しく犬を飼われた方、まだ注射の済んでいない方は、最寄りの開業獣医師で注射を受けた後、福祉保健課で登録・注射済票の交付を受けてください。(狂犬病予防注射済証明書をご持参ください。)

登録料 2,100円 注射済票 400円

山武郡獣医師会加盟医師

- 成東町木戸3913-2
齊藤 速美 ☎04758④0005
- 芝山町岩山2025
岩沢 宏 ☎04797⑦0571
- 芝山町岩山2300
小川 良夫 ☎04797⑦0552

不要犬・猫引き取ります

とき 毎週水曜日
午後2時～2時半
ところ 役場裏庭
(印鑑をご持参ください)



農業者年金 — 問 — 答

疾病は60歳 未満でも支給

● 私は、この5月で58歳になりました。15年間保険料を納めてきましたが、今年の初め病気になるなり農作業ができなくなりました。経営移讓年金はもらえるでしょうか。

● 経営移讓年金は、20年以上(年齢により期間短縮あり)保険料を納めた人が、65歳までに自己名義の農地等を後継者か第3者に贈与か、貸し付けて、農業経営を廃止した場合に支給されるものです。支給開始時期は、60歳までに経営移讓したときは60歳から、60歳から65歳までに経営移讓したときは、その時から支給されます。しかし、60歳までに経営移讓したときであっても、受給権者が疾病または負傷により一定の障害の状態にある場合には、経営移讓したときから経営移讓年金が支給されます。

● あなたの場合は、昭和2年生まれですから12年以上保険料を納めれば年金に結びつきます。次に経営移讓年金がいつからもらえるかについてですが、これは病気の状態によります。そこでまず、医師の診断書を添付して被保険者の資格喪失の届出をしてください。被保険者でなくなったら、すぐ経営移讓の手続きをしてください。経営移讓をしたときから年金は支給されます(経営移讓後に医師の診断書をつけて年金請求した場合、一定の障害と見なされない時には60歳まで支給停止となります。そのため、その間の保険料を納付することが出来なくなり、年金額に影響します)。

● なお、60歳前に疾病が回復した場合は、一定の状態に該当しなくなつたときから、支給停止となります。

● ④ 保険料納付済期間が年金をもらうのに必要な期間に満たない場合は、脱退して一時金を請求してください。

● ※くわしくは、農業委員会にお尋ねください。

- 受講してみませんか
くらしと物価通信講座
- 県では、県民のみなさんが在宅時間を利用して勉強できるようにと物価通信講座を開きます。
- 対象 20歳以上の県内在住者
 - 募集人員 100名(先着順)
 - 学習期間 9月～2月
 - 受講料 無料
 - 学習方法 テキストとスクーリング(年2回)
 - 募集期間 7月21日～8月15日
 - 申込方法 葉書に氏名・住所・電話番号・性別・年齢・職業を明記
 - 申込先・問い合わせ 〒280 千葉市市場町1の1 千葉県企画部消費生活課(☎0472②299 企画調整係)

知っておきたい電話番号

	警察への急報 (局番なし)	110
	火事・救助・救急車 (局番なし)	119
	電話の故障 (局番なし)	113
	電報の発信 (局番なし)	115
	電話の移転・取替 (局番なし)	116

“海とのふれあいを求めて”
海岸環境愛護月間(7月1日～31日)
黒潮よせるふるさと海岸
— 房 総 —